

第一編 労働安全衛生

(1)

○労働安全衛生法

〔沿革〕昭和五〇年五月一日法律第二八号、五二年七月一日第七六号、五五年六月一日

○勞動安全衛生法

(昭和四十七年六月八日)

第一章 通則(1)

第一節 機械等に関する規制（第三十七条—第五

制三九の五

第二章 機械等步驟二並金物及二用器物二關十二種

の措置（第二十一条—第三十六条）……………三〇

〔勞安六四四〕

労働安全衛生法をここに公布する。

目次

第一章 総則（第一条～第五条）	一一の五
第二章 労働災害防止計画（第六条～第九条）	二四
第三章 安全衛生管理体制（第十条～第十九条の三）	二五
第一編 労働安全衛生 △通則△	
△労働安全衛生法（目次）	

第七章	職場環境の形成のための措置
第八章	快適な職場環境の形成のための措置
第九章	安全衛生改善計画等
第一節	安全衛生改善計画（第七十八条—第八十 条）
第二節	労働安全コンサルタント及び労働衛生コ ンサルタント（第八十一条—第八十七条）
第十章	監督等（第八十八条—第一百条）

〔労安六・四四〕

と。（平へ・九・三基発表式）

対象となる一般健康診断 通知の対象となる一般健康診断は、施行日以降に行われたものであること。（平へ・九・三基発表式）

記録 通知した旨の事実は、記録しておくことが望ましいこと。（平へ・九・三基発表式）

深夜業に従事する労働者の自発的健康診断の趣旨 「第六六条の二の解釈例規参考」（平三・三・二四基発表式）

（保健指導等）

第六十六条の七 事業者は、第六十六条第一項の規定による健康診断若しくは当該健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断又は第六十六条の二の規定による健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めなければならない。

2 労働者は、前条の規定により通知された健康診断の結果及び前項の規定による保健指導を利用して、その健康の保持に努めるものとする。

追加〔平成八年法律八九号〕一部改正〔平成二一年法律四五号・一三年一五三号〕

〔解釈例規〕

保健指導等 労働者の自主的な健康管理の取組を一層促進していくために、一般健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者について、事業者が医師、保健婦等による保健指導を実施するとともに、労働者の健康管理に対する自主的な努力を促す必要がある。

第一編 労働安全衛生 ▼通則▽ 労働安全衛生法（六六条の七・六六条の八）

このため、次の措置を講ずるものとしたものである。

イ 事業者は、一般健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師、保健婦又は保健士による保健指導を行いうるよう努めなければならないこと。

ロ 労働者は、(3)「第六六条の四〔現行＝第六六条の六〕の解釈例規参考」により通知された健康診断の結果及びイによる保健指導を利用する

て、その健康の保持に努めること。（平へ・六・五基発表式）

保健指導の方法 保健指導の方法としては、面談による個別指導、文書による指導等の方法があること。（平へ・九・三基発表式）

保健指導の内容 保健指導の内容としては、日常生活面での指導、健康管理に関する情報の提供、再検査又は精密検査の受診の勧奨、医療機関で治療を受けることの勧奨等があること。（平へ・九・三基発表式）

特に健康の保持に努める必要があると認める労働者 第一項の「特に健康の保持に努める必要があると認める労働者」には、健康診断の結果、異常な所見を有すると判定された労働者等であって、医師等が必要と認めることのあること。（平へ・九・三基発表式）

指針 その他、保健指導に当たっては、指針を十分に考慮して行うべきこと。（平へ・九・三基発表式）

自発的健康診断の結果に係る医師等からの意見聴取等 「第六六条の四の解釈例規参考」（平二・五・三基発表式）

深夜業に従事する労働者の自発的健康診断の趣旨 「第六六条の二の解釈例規参考」（平三・三・二四基発表式）

〔面接指導等〕

第六十六条の八 事業者は、その労働時間の状況その他の事項が勞

第一編 労働安全衛生 △通則▽ 労働安全衛生法（六六条の九・六七条）

六五の八（～六五の二〇）

置を講じなければならない。

追加〔平成一七年法律一〇八号〕

参考条文

「厚生労働省令で定める要件」＝安衛則五二の二、「面接指導」＝安衛則五二の三
五二の七

労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。）を行わなければならない。

2 労働者は、前項の規定により事業者が行う面接指導を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の医師の行う同項の規定による面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

3 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び前項ただし書の規定による面接指導の結果を記録しておかなければならぬ。

4 事業者は、第一項又は第二項ただし書の規定による面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴かなければならぬ。

5 事業者は、前項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措

第六十六条の九 事業者は、前条第一項の規定により面接指導を行

う労働者以外の労働者であつて健康への配慮が必要なものについては、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

追加〔平成一七年法律一〇八号〕

参考条文

「必要な措置」＝安衛則五二の八

（健康管理手帳）

第六十七条 都道府県労働局長は、がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務で、政令で定めるものに従事していた者のうち、厚生労働省令で定める要件に該当する者に対し、離職の際に又は離職の後に、当該業務に係る健康管理手帳を交付するものとする。ただし、現に当該業務に係る健康管理手帳を所持している者については、この限りでない。

2 政府は、健康管理手帳を所持している者に対する健康診断に関する者に、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を行なう。

3 健康管理手帳の交付を受けた者は、当該健康管理手帳を他人に

○勞動安全衛生規則

(昭和四十七年九月三十日
労働省令第三十二号)

目次

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び労働安全衛

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び**労働安全衛生法施行令**（昭和四十七年政令第三百十八号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、労働安全衛生規則を次のように定める。

第一編 通則	一一一一一
第一章 総則	一一一一一
第二章 安全衛生管理体制	一一一一一
第三節 総括安全衛生管理者	一一一一一
第四節 安全管理者	一一一一一
第五節 (安全管理者の資格)	一一一一一
第六節 (安全管理者の巡視及び権限の付与)	一一一一一
第三節 衛生管理者	一一一一一
第七条 (衛生管理者の選任)	一一一一一
(衛生管理者の選任の特例)	一一一一一
第八条	一一一一一
第七条	一一一一一
第六条	一一一一一
第五条	一一一一一
第四条	一一一一一
第三条	一一一一一
第二条	一一一一一
第一条 (共同企業体)	一一一一一
第二章 安全衛生管理体制	一一一一一
第三節 総括安全衛生管理者	一一一一一
第四節 安全管理者	一一一一一
第五節 (安全管理者の資格)	一一一一一
第六節 (安全管理者の巡視及び権限の付与)	一一一一一
第三節 衛生管理者	一一一一一
第七条 (衛生管理者の選任)	一一一一一
(衛生管理者の選任の特例)	一一一一一
第八条	一一一一一

に掲げる物とする。

一 ジクロルベンジジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、

ジクロルベンジジン及びその塩の含有量が重量の一パーセントであるもの

二 アルファーナフチルアミン及びその塩を含有する製剤その他の物で、アルファーナフチルアミン及びその塩の含有量が重量の一パーセントであるもの

三 塩素化ビフェニル（別名P.C.B.）を含有する製剤その他の物で、塩素化ビフェニルの含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの

四 オルト－トリジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、オルト－トリジン及びその塩の含有量が重量の一パーセントであるもの
五 ジアニシジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、ジアニシジン及びその塩の含有量が重量の一パーセントであるもの
六 ベリリウム及びその化合物を含有する製剤その他の物で、ベリリウム及びその化合物の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下（合金にあつては、〇・一パーセント以上三パーセント以下）であるもの

七 ベンゾトリクロリドを含有する製剤その他の物で、ベンゾトリクロリドの含有量が重量の〇・一パーセント以上〇・五パーセント以下のもの

セント以下であるもの
追加〔平成一八年厚労令一八五号〕

改正の要点

名称等を表示すべき製剤その他の物で新令第一八条第四〇号の厚生労働省令で定めるものとして、改正前において既に表示すべき物とされていた法第五十七条第一項本文の規定による法第五十六条第一項の物に加え、製造の許可を受けるべき有害物を含有する製剤その他の物のうち、当該有害物の含有量が一定の値若しくは範囲の物を追加したこと。
(平成二〇〇〇基発〇〇〇〇〇)

〔労安六五五〕

（名称等の表示）

第三十二条 法第五十七条第一項の規定による表示は、当該容器又は包装に、同項各号に掲げるもの（以下この条において「表示事項等」という。）を印刷し、又は表示事項等を印刷した票せんをはりつけて行わなければならない。ただし、当該容器又は包装に表示事項等のすべてを印刷し、又は表示事項等のすべてを印刷した票せんをはりつけることが困難なときは、表示事項等のうち同項第一号ハからホまで及び同項第二号に掲げるものについては、これらを印刷した票せんを容器又は包装に結びつけることにより表示することができる。

一部改正〔昭和五〇年労令五号・五一年四号・五二年三二二号・平成一八年厚労令一号・一八五号〕

解説例規

第二項の表示 第二項は、含有量についての表示方法を規定したもので、その方法としては、規制対象物質の含有率を、たとえば、一〇%、二〇%、四〇%～五〇%、……のじとく、一〇%単位で表わしてもよい」とを定めたものである」と。(昭和・九・一基安発(0)の1)

名稱等の表示方法(第三二条関係)

本条の「表示事項等」の「等」は、新法第五七条第一項第二号の「標章」をいうものであること。(平一・八・10・10基安(0)0000)

第三十三条 法第五十七条第一項第一号ホの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第五十七条第一項の規定による表示をする者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号

二 注意喚起語

三 安定性及び反応性

全部改正〔平成一八年厚労令一号〕、一部改正〔平成一八年厚労令一八五号〕

解説例規

表示をする者の氏名 (法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号(労働安全衛生規則(以下「則」という。)第三三条第一号関係)
(1) 化学物質等を譲渡し又は提供する者の情報を記載すること。
(2) 緊急連絡電話番号等についても記載することが望ましいこと。(平一・八・10・10基安化発(0)0000)

注意喚起語(則第三三条第一号関係)

(1) GHSに従った分類に基づき、決定された危険有害性クラス及び危険有害性区分に対してもGHS附屬書三又はJIS Z7251附屬書Aに割り当てられた「注意喚起語」の欄に示されている文言を記載すること。

なお、「GHSに従った分類結果」については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「GHS分類結果データベース」や中央労働災害防止協会が公開している「GHSモデルラベル表示」及び

「GHSモデルMSDS情報」等を参考にすること。

(2) 混合物において、混合物全体として危険性又は有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示対象物質の純物質としての危険性又は有害性を表す注意喚起語を、各物質ごとに記載することで差し支えないこと。

(3) GHSに基づき分類した結果、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合、記載を要しないこと。(平一・八・10・10基安化発(0)0000)

安定性及び反応性(則第三三条第三号関係)

(1) 「安定性及び反応性」は、化学物質等の危険性を示すこと。
(2) GHSに従った分類に基づき、決定された危険有害性クラス及び危険有害性区分に対してもGHS附屬書三又はJIS Z7251附屬書Aに割り当てられた「危険有害性情報」の欄に示されている文言を記載すること。
なお、「GHSに従った分類結果」については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「GHS分類結果データベース」や中央労働災害防止協会が公開している「GHSモデルラベル表示」及び